

政治倫理条例違反 有権者「200分の1」の署名で審査会開催へ 署名は、政治倫理条例に規定された「市民の調査請求」の権利

政治倫理条例第6条「市民の調査請求権」

市長等の政治倫理違反の調査を求めるのは「市民」

熊本市政治倫理条例・第6条
「市民の調査請求権」には、「市民は、議員又は市長が政治倫理基準に違反する疑いがあると認められる場合は、有権者の200分の1以上の連署で調査を請求できる」と規定されています。

市長の政治倫理違反を問う請求署名は市民の権利です。

熊本市政治倫理条例
第6条(市民の調査請求権)
市民は、議員又は市長が第3条に規定する政治倫理基準に違反する疑いがあると認められるときは、規則で定めるところにより、有権者の総数の200分の1以上の者の連署をもって、これを証する資料を添付した調査請求書を提出して、議員に係るものについては議長に、市長に係るものについては市長に、調査を請求することができる。

【政治倫理審査会委員】

会長 鈴木 桂樹 熊本大学名誉教授
副会長 向井 洋子 熊本学園大学教授
委員 関 智弘 熊本県立大学准教授
委員 馬場 啓 弁護士
委員 吉見 仁宏 弁護士
委員 野田 幸孝 元市人権擁護委員
委員 宮園 由紀代 消費者協会副会長
委員 森 徳和 元市教育委員会委員
委員 川内 恵里 市人事委員会委員
委員 松下 純一郎 熊日新聞社調査役
委員 西村 まりこ 商工会議所副会頭

* (任期) 2025年8月21日まで

条例第3条「政治倫理基準」

- (1) 市が行う許可、認可又は請負その他の契約に関し、特定の企業、団体等のために有利な取り計らいをしない。
- (2) 政治活動に関し、企業、団体等から、政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないものとし、その後援団体についても同様に措置する。
- (3) 地位を利用しいかなる金品も授受しない。
- (4) 市の職員の公正な職務執行を妨げ、又は市の職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけをしない。
- (5) 市民全体の奉仕者として行動する。また、市民全体の代表者として、法令を遵守しその品位と名誉を損なう行為を慎むとともに、その職務に関し不正の疑惑をもたれるおそれのある行為をしない。

調査請求が受理されれば、直ちに審査会が開催

条例第6条3項では、「市長は、自らに対する調査の請求を受けたときは、直ちに審査会に審査を付託しなければならない」と規定しています。調査請求署名が規定数(約3,000人)を

超え、受理されれば、速やかに政治倫理審査会が開かれ、条例第7条の規定により審査が行われ措置(勧告等)が決定・公表されます。

審査会の開催要件は「規定の署名数」で、議会の議決等は必要ありません。

弁護士による「無料法律相談」のご案内

日本共産党が毎月定例で行っている無料の法律相談です。どなたでもご利用できます。また、生活相談も合わせて行っています。

「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 5月20日(火) 午後6時～8時
北区生活相談所(武蔵ヶ丘1-10-1) ☎338-2001
- 5月21日(水) 午前10時～12時
中央区・たんぽぽ法律事務所(大江5-16-1-1F) ☎328-2656
- 5月30日(金) 午後3時～5時
東区生活相談所(新生2-5-18ハイツふかだ1F) ☎328-2656
- 6月10日(火) 午前10時～午後4時
西区・さくら法律事務所(京町本丁1-22) ☎090-8667-3148
- 6月12日(木) 午後1時～4時
南区・菜の花法律事務所(南区江越1-17-12) ☎322-7731

日本共産党

NO. 1410

2025年5月11日号

熊本市議会だより

電話 328-2656

FAX 359-5047



熊本市中央区手取本町1-1 URL: kumamsu@gamma.ocn.ne.jp

発行: 日本共産党熊本市議団: 共産党 熊本市議団

検索



上野みえこ
(中央区)



いせり栄次
(東区)

報酬引き下げをもとに戻して医療・介護の拡充を

「医療・介護を考えるつどい」(4/27)を開催

4月27日に「医療・介護を考えるつどい」(日本共産党熊本地区委員会主催)が開催され、現場からの切実な実態の報告があり、今後の医療、介護再生の方向を考えました。

田村貴昭衆院議員が国会報告をし、「軍事費の増大、大企業の利益優先の政治が、医療、介護の改悪につながっている。」医療、介護の崩壊を許さない施策への転換が必要と訴えました。

医療機関が存続の危機に

医療機関から現場の実態が報告されました。「いま、医療機関の6割が赤字」、「コロナ発生の際は補助金でなんとかしのいできたが、最近の異常な物価高の中で診療報酬改定が追いつかずに経営難に陥っている」「特に医師、看護師など医療従事者の確保が困難」との切実な報告でした。

医療法改悪で「新地域医構想」、「医師偏在対策」、「医療DX、オンライン診療法制化」が進められていますが、すべて医療費の抑制です。医療費の大幅削減策をやめさせ、医療を守る施策への転換が求められていると訴えられました。

「高額療養費が改悪されたら生きていけない」と悲痛な声

南区で肺がん治療を続けている人から訴えがありました。「毎日一粒が1万円の高額な薬を使用しないといけないので、月30万円の負担。高額療養費が改悪されたら多くのガン患者は治療を続けられない。生きるのを諦めてくれと言われているようだ」と悲痛な訴えでした。



介護報酬引き下げで訪問介護が成り立たない

介護事業者からも切実な訴えがありました。「低すぎる賃金やそれに見合わない厳しい労働環境で介護職員の離退職が増え、サービス提供ができない事態に。さらに熊本市の物価高騰支援金は2023年が150万円だったのが、2024年度はわずか15万円。処遇改善加算をやっているが、介護職員が集まらない。」と悲痛な訴えです。

「訪問介護報酬の引き下げで、介護事業所の経営は困難を増している。利益を上げているのは集合住宅など移動が少ない事業所だけで地域の高齢者を回る多くの事業所は赤字に苦しんでいる」と指摘。「ヘルパーの平均年齢は70歳を超えて報酬が高い身体介護ができない。物価高騰に加え、ガソリン代の負担も大きく、このままだと経営がなり立たない」と現状の報告がありました。

介護事業所の閉鎖・廃止が相次ぐ

介護報酬の引き下げで、介護関連施設の廃止件数も増えており、全国107の自治体で介護事業所ゼロとなっています。

このような空白地域では、在宅では暮らせなくなっています。サービスの取り上げや利用料の値上げなど、介護保険の更なる改悪が進められており、訪問介護報酬削減の即時撤回が求められます。

(医療・介護のつどい)

